

欧州統合と 1989 年

——欧州拡大と欧州再編の視点から——

原 島 正 衛

目 次

序

1. 1989 年の衝撃と欧州拡大
2. 東欧問題と欧州拡大
3. 欧州経済領域 (EEA) の形成
4. 欧州はどこまで拡大するか
5. 欧州拡大の意義と課題

序

戦後の西欧経済は、東西冷戦により欧州が政治的、経済的に分断される中、関税同盟の形成を中心とする欧州共同体 (EC) の経済統合の進展を一つの核として展開してきたと言って良い。⁽¹⁾ またそれとは逆に、EC (EU) を核とした西欧の経済統合の歴史も、それぞれの時期の欧州経済の展開に大きく左右されつつ現在に至っている。すなわち戦後西欧の経済発展と EC (EU) の市場統合は、あたかも車の両輪のような発展の経過を辿ったと言えよう。

こうした西欧の経済発展を、以下の 4 つの時期に分けることは一般的に認められた段階区分であろう。第一期は欧州統合の生成期である 50 年代、60 年代であり、戦後の西欧経済復興期にあたる。この時期西欧諸国は多かれ少なかれケインズの総需要政策の導入、高度福祉社会の形成により、いわゆる「混合経済」とも言われる経済システムを作り上げた。EC レベルでは 68 年の関税同盟の形成が統合の成果を代表するものである。しかしながら、第二期である 70 年代にはいると、2 度にわたるオイルショックにより欧州経済が不況に突入すると共に、統合の動きも沈

滞期を迎える。オイルショックの余波は 80 年代前半にも及び、この間欧州産業は産業構造の変革と再編に失敗し日米との間の国際競争力に大きな格差を生じさせることとなる。こうしたいわば停滞期を経て、第三期である 1980 年代後半に再活性化する欧州統合の流れは、市場統合白書の実現に代表される域内市場統合の完成期であり、1983 年のフランス社会党政権のケインズ主義的市場刺激政策の破綻とサプライサイド的経済政策への移行、サッチャー政権の登場を画期として市場メカニズムに力点を置く経済政策により欧州各国の経済が不況を脱し、経済が回復基調に向かいつつある事を背景に活発化した統合の推進期であった⁽³⁾。

これに続く第四期とも言える現在の段階は、1989 年の東欧社会主義の崩壊により、従来の西欧に限定されていた「欧州」統合の制約が取り除かれ、同時に経済統合を主体とした統合分野が政治、社会も含めた全面的な統合へと大きく飛躍する新たな段階を迎えた時期と言えよう。すなわち欧州統合の領域的拡大と、質的深化を課題とする時期を迎えたと言えよう⁽⁴⁾。

その意味では、戦後の EC 草創期にいわゆる「欧州統合の父 (FOUNDING FATHERS)」と呼ばれるモネ、スパークラが構想した「欧州統合」の諸課題の実現が⁽⁵⁾、初めて政治日程に上ってきた時期であり、21 世紀の欧州の在り方に決定的な意義を持つものと言えよう。

本稿は、欧州が真の意味で欧州統合を目指しつつある現状を、1989 年の持つ意味を確認し、その拡大政策に焦点を絞り、拡大欧州が持つ意味を欧州再編との関連で考察、分析する。

1. 1989 年の衝撃と欧州拡大

1989 年に始まる予想をはるかに超えた速度での東欧社会主義圏の激変＝崩壊は、その後の欧州統合の動きに決定的な影響を与え今日に至っている。

東欧崩壊に至る出来事を 1989 年に限り、クロノロジカルに追うと以下のようなになる。

- * 1989 年夏、東独市民ハンガリー経由で西側脱出を求める動き活発化。
同時に西独ベルリン総領事館の占拠事件

- * 同9月、ハンガリー政府、オーストリア国境開放。東独政府の意向を無視し、東独市民のハンガリー経由での西側流出を承認
- * 同9月12日、ポーランドに連帯主導の内閣誕生
- * 同10月7日、東独建国40周年式典。ハンガリー、一党独裁を放棄
- * 同10月18日、ホーネッカー・ドイツ社会主義統一党書記長辞任
- * 同10月14日、EC非公式外相協議。東欧支援を協議。ドロール委員長
のポーランド、ハンガリー訪問決定(11月)
- * 同11月3日、チェコスロバキア、ドイツ国境開放
- * 同年11月6日、EC外相理事会。ポーランド、ハンガリーに対する一
般特惠制度(GSP)の適用を承認(1990年以降)
- * 同11月9日、ベルリンの壁、開放
- * 同11月10日、ブルガリア、ジーコフ体制崩壊。イスラム系市民のト
ルコ流出激増
- * 同年11月18-19日。東欧問題に関するEC緊急首脳会議(パリ)。ポー
ランド安定基金の設置、10億ドルに上る対ハンガリー経済援助を決定
- * 同年11月22日、EC委、欧州経済領域形成に向けての協議をEFTA
に提案
- * 同年12月2-3日、米ソ首脳会談(マルタ)
- * 同12月8-9日、EC首脳会議開催(ストラスブルグ)。EC条件付き
でドイツ統一を承認
- * 同12月22日、ルーマニアのチャウチェスク体制崩壊
- * 同12月28日、チェコスロバキア、ハーベル・ドブチェク政権誕生
- * 1990年1月10日、コメコン首脳会議開催。市場原理導入で合意(コメ
コンの最終的解体は翌91年6月29日)。

この様に89年後半の欧州の激変は、まさしく予想をはるかに超えたものであり、1985年3月のゴルバチョフソ連共産党書記長就任以来始まる社会主義変革の流れが、社会主義解体に行き着いた歴史的終着点であった。その後90年10月3日の東独解体=西独への「吸収合併」を経て、東欧諸国の政治の民主化、市場経済化の方向は確定する。

欧州における東西冷戦の終結をもたらした東欧社会主義の崩壊は、それ自体としては、西欧諸国とりわけEC諸国にとっては歓迎すべき変化であったが、同時に1992年末までに域内市場統合の完成を最大の政治課

題と位置づけていた EC にとっては新たな課題を与えるものとなった。とりわけ 89 年 4 月に三段階からなる経済通貨統合 (EMU) 計画を明らかにし、市場統合の成果の上に同計画の実現に自らの政治生命を掛けていたドロール EC 委員長にとって東欧の激変、わけても統一ドイツの出現の可能性に如何に対応するかは欧州の将来、経済通貨統合の実現にとって決定的な意味を持つようになっていった。

当時の経済通貨同盟を巡る EC 加盟各国の立場は、英国を除き原則的に推進の立場ではあるものの、その実現方法、時期などを巡っては、加盟国間に意見の相違が存在した。とりわけ経済通貨同盟の具体的内容を審議する政府間交渉の開始時期については、ドロール委員長主導下の EC 委員会が 89 年末のストラスブルグ首脳会議に於いて 90 年末開催の決定を主張したのに対して、ドイツ統一を最優先とするコール西独政府は時期尚早論と英国の計画への取り込みを念頭に、政府間協議開催の延期を主張した。加盟国も 2 つに分かれ、フランス、スペイン、イタリア、ベルギーがドロール支持、オランダ、デンマーク、ルクセンブルグがドイツ支持の立場に立った。

この様な状況下、ドロールは他の西欧指導者に先駆けてドイツ統一を積極的に支援する立場を明らかにし、オランダ等の周辺諸国の慎重論を抑さえる役割を果たし、いわばその「見返り」としてコール政権より政府間協議の 90 年末までの開催という妥協を取り付ける事となる。こうして 89 年 12 月のストラスブルグ首脳会議では、90 年末までに経済通貨同盟実現のための政府間協議の開催が決定された。

東欧の激変、わけても東独崩壊＝統一ドイツの可能性という欧州情勢の変化は、EC の政治統合の動きにも加速要因としての役割を果たした。しかしながらストラスブルグ首脳会議では、政治統合に関する決定はドロール、コールの主張にも拘わらず、具体的決定を見るに至らなかった。これに対し翌 90 年になるとドロールの EC 委員会は政治同盟実現のための第二の政府間協議開催に向けた積極的なキャンペーンを開始する。

ドロールにとり経済通貨同盟の実現、統一ドイツ実現を含めた東欧情勢への対応のためには、機構改革を含めた EC の政治同盟化が不可欠であるとの強い信念があり、またコールも統一ドイツを EC の政治的結合強化の枠組みの中で位置づける事でドイツ統一を容易にするとの目論見

があり、両者間の利害は一致していた。⁽⁹⁾

同年3月の東独国民投票によるドイツ統一支持の結果を受け、4月28日に開催されたダブリン緊急首脳会議では、政治統合に向けた政府間協議をEMUに関する政府間協議と平行して開催することで基本合意に達し、⁽¹⁰⁾6月25-26日の第二回ダブリン首脳会議において正式に90年末開催が決定された。⁽¹¹⁾

こうした動きはEC統合の深化としてとらえることが出来るが、他方、欧州統合拡大の動きも急速に展開する。

東欧の激変以前には、ドロールを中心としたECの主要政治家の間に早急な欧州拡大のシナリオは描かれていなかった事は確かである。例えば89年9月26日にストラスブルグの欧州評議会(Council of Europe)においてドロール委員長が行った演説では、連邦化を推進するECを核にその周辺に欧州経済領域(EEA)の形成によりEFTA諸国を抱え込み、その外周部に東欧諸国を配置するという欧州秩序を構想していた。⁽¹²⁾この時点ではあくまでも欧州統合の質的強化=連邦的ECの形成がドロールの念頭にあったことは疑いない。しかしこの構想はすぐに破綻することとなる。まず第一にEEA形成は大半のEFTA諸国にとってEC加盟への過渡的段階に過ぎず、EC加盟が最終目標であるとの立場が表明され、また他方社会主義のくびきから脱却しつつある東欧諸国も民主化の最終目標としてEC加盟を標榜し始める。

こうした状況に対して、ECは迅速な対応を開始する。その意味で10月14日の非公式蔵相理事会、11月6日の外相理事会、11月18-19日の緊急EC首脳会議、年末のEC首脳会議はその間の事情を知る上で重要である。10月14日の非公式外相理事会は、依然としてその時点で改革の進んでいたハンガリー、ポーランドへの支援が主軸であり、ポーランド通貨安定基金の設置、10億ドルに上る対ハンガリー経済援助で合意し、状況視察、協議のために11月までにドロール委員長、デュマ閣僚理事会議長(仏外相)の上記2国への派遣も決定する。しかしながらその後わずか1月あまりの東欧情勢の変化は急激であり、東欧全般への対応の必要性を生じさせ、急遽召集された11月18-19日のパリ緊急首脳会議では、その後の東欧政策の原型を形づくる多くの対東欧支援策が合意された。主なものとしては、10月の非公式外相理事会でのポーランド、ハン

ガリー支援策に加えて、1)東欧諸国全般の開発、近代化支援のための銀行設立の可能性調査、2)経営近代化のための訓練基金の創設に関する調査、3)教育、職業訓練分野の EC プログラムの東欧諸国への開放の検討、4)東欧諸国のガット等の国際機関への加盟支援などで合意した。またそれに続く 12 月のストラズブルグ首脳会議では、ドイツ統一に関する原則的承認と東欧諸国との連合協定(通称ヨーロッパ協定)の締結の開始が合意された。従って、こうした一連の 11 月の緊急首脳会議とそれに続く 12 月首脳会議は、EC の対東欧政策のガイドラインを明示したと言う点で、その後の EC—東欧関係を見る上で重要である。

東欧情勢の変化は、市場統合を至上課題とした EC に新たな課題を与え、東欧支援の枠組みの中から欧州拡大の方向性が検討されるに至り、また冷戦後の安全保障体制の構築の観点から EC の政治同盟化の方向が浮上したといっても過言ではないであろう。従って最終的にはマーストリヒト条約で盛り込まれる事となる欧州統合の拡大、深化(経済通貨同盟、政治同盟)の方向は、まさしく 1989 年の東欧情勢の激変にその起源を見いだすことが出来ると言えよう。

2. 東欧問題と欧州拡大

1989 年の東欧激変が欧州統合の新たな地平を切り開いたが、同時にそれは欧州統合の領域的拡大を必然化するものでもあった。

既に指摘したように、ドロールを始めとする欧州首脳の脳裏には、EC (EU) を核とする漠然とした欧州統合の理念はあったものの、その中には東欧諸国の EC 加盟はあくまでも将来の可能性として、いわば一つのオプションとしてあったに過ぎない。EFTA 諸国との EEA の形成も、EC 加盟を念頭に置いたものではなく、むしろ EC 加盟への圧力 (EC 拡大要求) を弱め、加盟国域内の統合を強化するための手段として浮上した側面が強い。そうした中で起こった 1989 年の激変は、ある意味では欧州の政治、経済的危機であり、欧州統合戦略を再構築せざるをえない状況に、EC を追い込んだといえよう。冷戦構造の終焉に対する歓喜と熱狂が過ぎ去ると、残されたものは 40 年以上に及ぶ計画経済の爪痕であり、不安定な政治状況であった。

図表 1. 東欧諸国の鉱工業生産 (NET MATERIAL PRODUCTS, GROSS INDUSTRIAL OUTPUT) の前年度比較 (%)

	1987	1988	1989	1990	1992
ブルガリア	5.0	2.4	-0.4	-13.6	-55.3
チェコスロバキア	2.1	2.4	1.3	- 3.1	-32.8 -46.3
東ドイツ	3.3	2.8	2.1	-19.5	N/A
ハンガリー	4.1	-0.5	-1.1	- 5.5	-30.7
ポーランド	1.9	4.9	-0.2	-13.0	-30.8
ルーマニア	0.7	-2.0	-7.9	-10.5	-50.7
総 計	3.2	3.1	0.5	-12.0	---

出所：United Nations, Economic Survey of Europe in 1990-1991, Appendix より作成。ただし 1992 年度に関しては、C.E.C. DG3, PANORAMA of EU INDUSTRY 94, P.36 の Table 2 より作成

では東欧の危機の実体とは如何なるものであったのか。

それはまず、生産力の絶対的減少に見る事が出来る。

図表 1. は主要東欧諸国の鉱工業生産高を前年度比で比較したものであるが、1989 年の政治的激動の中で成長率は大幅に減少し 1990 年には東欧全体で 12% の生産の減少を記録している。この減少傾向は 1992 年にさらに悪化し 30% 以上の減少を示している。

こうした生産力の全般的停滞に加えて、東欧諸国がソ連を核にコメコン内で進めてきた経済統合の矛盾も露呈する。東西冷戦下の東欧諸国では、社会主義的分業体制の確立の旗印の下に、ソ連からの原料、資源の供給を核にコメコン域内貿易が大きな比重を占めてきた。1970 年代後半には、図表 2. に見られるように、ルーマニアを除く東欧諸国の貿易構造はコメコン域内貿易の比率が 50% を越えており、統合の質を問わなければ EC に匹敵する経済的結合度を示していたと言えよう。

しかしこうしたコメコンの相互依存関係も、1989 年以降急速に解体していく。図表 3. は東欧諸国と 1989 年から 1992 年にかけての対コメコン、ロシア貿易の量的変化であるが、各東欧諸国ともに驚くほど急速に減少している。

1989 年の激動は、経済的には以上のような全般的な生産力の停滞と東

欧社会主義圏相互の経済的紐帯を崩壊させたのであった。

この様な現実を直視した EC の対応は、積極的かつすばやかだった。EC による東欧支援は当初 89 年以前に民主化の歩みを始めたハンガリー、ポーランドへの支援の枠組みが中心であったが、89 年 9 月以降東欧全体に拡大していく。

EC が対東欧支援の枠組みの第一段階として取った施策は、通商協力協定の締結による支援であった。同協定により東欧諸国に課せられてい

図表 2. コメコン諸国の域内貿易依存度
(1971—1975 年) (%)

ブルガリア	70
チェコスロバキア	64
ポーランド	50
東ドイツ	65
ルーマニア	39
ハンガリー	65
ソ連	46

出所：G. Graziani, 'Dependency structures in COMECON', Review of Radical Political Economy 13, 1981, p.71

図表 3. 東欧諸国対コメコン、ロシア貿易の変化 (1989—1992 年)

(上段：単位 100 万ドル、下段：初年度を 100 とした場合の割合%)

	ブルガ リア	チェコ	チェコ スロバ キア	ハンガ リー	ポーラ ンド	ルーマ ニア	スロバ キア	スロベ ニア
1989	13780 100	N/A	8353 100	3426 100	4712 100	4333 100	N/A	N/A
1990	3054 22	N/A	5192 62	2707 79	3062 65	2281 53	N/A	N/A
1991	2048 15	6595 100	3593 43	1981 58	2507 53	741 17	4968 100	4052 100
1992	1242 9	5365 81	2859 34	2076 61	1758 37	1018 23	4186 84	1994 49

出所：C.E.C. DG3, PANORAMA of EU INDUSTRY 94, p.40 の Table 4 より作成

た EC 市場への輸入数量制限を徐々に撤廃し、同時に通商上の最恵国待遇を適用するとの意図を持っていた。

しかしながら通商協力協定は、事態の急速な進展（東欧の市場経済化の急速な進展）の中で、より強力な EC との結合を目指した「連合協定」の締結へと移っていく。「連合協定」の締結に関しては 90 年 6 月のダブリン首脳会議でその推進が最終合意されるが⁽¹⁴⁾、同年末の 12 月 20—22 日にかけて、ハンガリー、ポーランド、チェコスロバキアの各国と EC 委員会との間に締結交渉が開始された。その後ほぼ 1 年間の交渉を経て、91 年 12 月 16 日、上記 3 国との間に調印されるに至る。

東欧諸国との連合協定の主要内容は、1) 政治協議の強化、2) 商品、サービス等の貿易自由化、3) 内国民待遇、4) 公共調達自由化、5) 資本移動の自由化、6) EU 規則に進じた競争政策の導入、7) 知的所有権の導入、8) 環境法を含む EU 法の適用、などのを含む点でほぼ共通の性格を持っている。また PHARE 計画内での援助、欧州投資銀行 (EIB) からのローンなども盛り込まれている。

その後チェコスロバキア、ブルガリア、ルーマニアの東欧諸国との間にも同様の内容の協定が結ばれるが、基本的性格は 91 年 12 月の上記 3 国と同様なものである。

こうした一連の連合協定（ヨーロッパ協定）は、その内容から見て、「東欧経済の EC 化」の方向を目指し、将来の EC 加盟の基礎を準備するものと見ることが出来る。実際 93 年 6 月のコペンハーゲンサミットにおいて、EU 首脳が東欧諸国の EU 加盟の可能性に関し、初めて公式に容認する旨の決定を行い、欧州拡大に向けた動きはますます高まることとなった。

一連の連合協定は最終的な EU 加盟を実現するための基礎づくりだと述べたが、直面する困難な経済状況にとり最も重要なものは通商関連条項である。連合協定の通商関連条項は、1) 一部を除く工業製品に関しては、関税率の段階的低減を行い、10 年間で自由貿易地域を形成する、2) EC サイドが工業製品の輸入に関して課している数量制限を、即時撤廃する、3) 農業製品の EC の輸入に関しては、一般特惠制度の適用を強化すると共に、関税率の引き下げ、数量制限の撤廃を段階的に行う、などの点で共通の内容になっている。

経済危機に直面した東欧諸国（ハンガリー、ポーランド、チェコ・スロバキア）にとり、この様な通商条項の実施による EC 市場へのアクセスは死活問題となっており、この点を踏まえて EC 委員会は、全加盟国での批准作業が終了するのを待たず 92 年 3 月より通商関連条項に限り協定内容を実施するとの暫定措置を導入した。

同暫定措置の導入は、結果として EU-東欧貿易を大幅に変えるものであった。

図表 4. からわかるように、89 年から 92 年の間に東欧の対 EC 輸出は 93 億 ECU から約 167 億 ECU へとほぼ 2 倍弱に拡大し、EC の対東欧輸出も同様に 10 億 ECU からほぼ 19 億 CU へと大幅な増大を示している。

この様な東欧諸国の対 EC 貿易の増大は、同時に東欧諸国が EC への貿易依存度を高める結果となっており、次図表 5. の総輸出に占める対

図表 4.A. EC の対東欧貿易（輸出）1989—1992 年

（単位 10 億 ECU）

	1989	1990	1991	1992
ポーランド	2.84	3.96	4.97	5.98
チェコスロバキア	2.23	2.40	3.68	5.10
ハンガリー	2.18	2.55	3.14	3.55
ルーマニア	1.65	1.17	1.21	1.33
ブルガリア	0.40	0.44	0.60	0.76
総 計	9.30	10.52	13.60	16.74

図表 4.B. EC の対東欧貿易（輸出）1989—1992 年

（単位 10 億 ECU）

	1989	1990	1991	1992
ポーランド	3.30	3.72	6.66	6.97
チェコスロバキア	2.14	2.34	3.43	5.63
ハンガリー	2.67	2.62	3.14	3.75
ルーマニア	0.64	1.02	1.09	1.56
ブルガリア	1.31	0.82	0.89	0.98
総 計	10.08	10.52	15.21	18.87

図表 4.C. EC の対東欧貿易バランス 1989—1992 年
(単位 10 億 ECU)

	1989	1990	1991	1992
ポーランド	0.46	-0.25	1.69	0.98
チェコスロバキア	-0.09	-0.06	-0.25	0.53
ハンガリー	0.49	0.08	-0.00	0.19
ルーマニア	-1.01	-0.15	-0.12	0.22
ブルガリア	0.93	-0.38	0.30	0.30
総 計	0.78	-0.00	1.61	2.14

出所：4, A, 4, B, 4, C ともに, European Commission DG2, European Economy No.6/94.

図表 5. 東欧諸国輸出に占める対 EC 輸出の割合
1988—1991 年 (単位%)

	1988	1989	1990	1991
ポーランド	30.0	30.9	35.6	45.0
ハンガリー	22.5	24.7	33.5	39.7
チェコスロバキア	24.2	25.7	32.0	N/A
ルーマニア	24.0	25.2	31.4	34.2
ブルガリア	17.7	18.7	28.8	37.8

出所：CEC DG2, European Economy No.52/93, p.31, Table 6 より作成 (原典は IMF, Direction of Trade Statistics, 1991)

EC 輸出の占める割合の急速な増加からも、この傾向を見て取ることが出来る。

しかし、こうした EC-東欧貿易の活発化は、他方では東欧諸国の対 EC 貿易赤字の増大を生み出す事となっている。92 年には約 25 億 ECU、93 年には 56 億 ECU にも赤字が増大している。⁽¹⁵⁾

そもそも EC-東欧貿易の特徴は、産業間 (inter-industry) 貿易の性格が強く、東欧からの輸出品目は、連合協定締結の際に EC が「センシティブ」な品目として、自由化の例外項目とした繊維、鉄鋼、農産物などである。東欧経済が「EC(EU)化」の過程を経て加盟へと進むためには、「センシ

テブ」な分野での摩擦を解消し、顕在化しつつある貿易インバランスを解消する事はますます重要な課題となっている。⁽¹⁶⁾

3. 欧州経済領域 (EEA) の形成

こうした EC-東欧関係の変化の中で、EC の EFTA への拡大の動きも表面化してきた。

EC の EFTA への拡大の動きは、既に 1984 年のルクセンブルグ宣言と呼ばれる、EC と EFTA を統合した統一市場の形成計画に既に示唆されている。しかしそうした動きがより具体的な計画として政治日程に上ってくるのは、80 年代末になってからである。89 年の第二次ドローラ委員会の成立時の欧州議会での就任宣言における、欧州経済領域 (EEA) への言及がそうした動きの端緒となるものであった。⁽¹⁷⁾

EU-EFTA 関係の強化は、東欧激変以前に表面化した計画ではあるが、欧州経済領域形成のための政府間協議が開始された 89 年 12 月以降、EC の対東欧政策の推移と平行し、新たな欧州秩序確立の動きの一部として進行する。

EEA 形成を巡る動きは、市場統合を成功させつつある第二次ドローラ委員会の目玉として、また同時に EC への傾斜を深めつつある EFTA を受けとめる枠組みとして始まったと言えよう。

EC と EFTA との間には、1972 年以來工業製品全般にわたり無関税＝自由移動の原則が確立されていたが、⁽¹⁸⁾ EEA はその原則の上に、EC の市場統合の成果のほぼ全てを EFTA 諸国にまで拡大する事を目指したものであった。90 年 6 月に始まった政府間交渉は、約 1 年間をかけて、1) 商品移動の自由、2) サービス・資本移動の自由、3) 人 (労働力) 移動の自由、4) 統合政策の検討、5) 法制度・制度一般の検討に関し協議を行い、92 年 3 月に調印される。

EEA の性格は、EC の市場統合原理を EFTA にまで拡大する事に尽きるが、東欧諸国の「EC 化」とは比較にならないほど EFTA の「EC 化」は容易であった。⁽¹⁹⁾

既に述べたように、EC、EFTA 間には 70 年代より工業製品に限定された自由貿易地帯が形成されており、また経済水準の差も大きくない。

戦後のケインズ流総需要政策と高度福祉社会の導入により、EFTA 諸国は EC 加盟国以上の生活水準を誇る諸国となっていた。また EFTA 諸国は通商面では平均で 50—60% の EC 依存率を示しており、EC 加盟諸国の域内貿易依存率とほぼ同じ率である。また主要貿易品目は、スイスを除き、ローテク、中級技術分野の製品が主流である。従って、大まかに言えば EC との大差は認められない経済構造⁽²⁰⁾ と言えよう。

また EFTA 諸国は、EC 加盟を必然化する内的要因をも抱えていたと言えよう。EC 市場統合の成功は諸生産コストの削減を通じて周辺諸国に貿易転換効果をもたらし、とりわけ EC への依存度が高い EFTA 諸国にとっては不利に働き、直接投資も EC へ逃げる危険性にさらされていたと言えよう。従って、EFTA の EEA への傾斜はある意味では必然的であり、EC にとっても大きな矛盾を抱えることなく遂行しうる課題であった。同時に、EC サイドにとっては、東欧の激変の中にあつて、EFTA をある種の防波堤として EC へのショックをやわらげるとの発想があつた事も事実である。すなわちドロールが既に述べたような、欧州 3 重構造論である。

しかしながらこうした目論見はすぐに破綻する。EC 自体も東欧加盟を射程に入れた政策を採用するようになるとともに、当の EFTA 諸国が EEA が成立したにも拘わらず、EC 加盟申請を行うのである。その結果、1995 年 1 月にはオーストリア、スウェーデン、フィンランドが EU 加盟を果たして現在に至っている。

4. 欧州はどこまで拡大するか

以上のように、EU は EFTA 諸国を EEA 形成、あるいは加盟により「EC(EU)化」し、また連合協定を通じて東欧諸国の「EU 化」を進めつつある。

しかし EC (EU) による欧州の「EU 化」は、より広範な視野を持って進められていると言える。

トルコとの関税同盟形成、マルタ、キプロスの地中海諸島国家の加盟問題なども重要な構成要素となっている。とりわけトルコとの関税同盟形成は、同国が旧ソ連のトルコ語系諸国の中核国として重要性を増す中

にあって、EU にとり重要なものとなっている。

EC とトルコとの関係は 1963 年に締結された連合協定にまで遡るが、⁽²¹⁾現在の関税同盟形成に関しては 1972 年に調印された追加議定書⁽²²⁾の規定に基づくものである。

現行の連合協定の規定に基づけば、EU とトルコとの間の商品移動は、原則的に当該国（地域）の原産品、及び第三国からの輸入品でかつ同輸入国（地域）において規定された関税等の支払い、法律に沿った輸入手続きを終えた商品に関しては、自由移動を認める事になっている。従って自由貿易協定に伴ういわゆる「原産地規則」が EC-トルコ間には存在せず、その意味ではかなり優遇された協定内容になっていると言えよう。⁽²³⁾その結果、EC 企業のトルコ進出は、想像以上に活発化しており、とりわけ欧州家電メーカーによるトルコの生産基地化は 80 年代を通じて急速に進んだ。この様な状況を背景に、1996 年 1 月には関税同盟が形成されるに至っている。

また市場規模から見ても、東欧諸国（ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、ルーマニア、ブルガリア）の総人口がおよそ 9,600 万人であるのと比較して、トルコ一国だけでおよそ 5,700 万である点も EU にとって魅力的なものとなっている。

5. 欧州拡大の意義と課題

以上見てきたように、89 年の世界史的転換期に直面し、市場統合を進めつつあった EC は自らの政治的、経済的存在をかけて欧州拡大の方向に自らの将来を見いだした。

理想論からすれば、東欧の変革は戦後欧州統合の理念を実現する好機であり、政治的には欧州における東西冷戦に最終的決着をつけるものであった。

しかし現実には、旧来の冷戦下の東西対立のシステムは欧州にある種の安定構造をもたらしていたことも事実であった。その中で欧州統合は、ある意味では欧州における東西分裂を前提として形成されてきたと言って良い。そうした構造の中では、89 年の段階で東欧社会主義の崩壊を読み込んだ欧州統合、統一ドイツの出現を前提とした欧州情勢などは

誰も予期していなかったであろう。

このような予期せぬ事態に直面した EC は、結論から言えば、欧州統合の推進過程に東欧変革を組み込み、東欧をも飲み込んだ拡大欧州に東西冷戦後の欧州の将来を掛けたわけである。もちろん、EC にとってそれほど多くの選択肢があったわけでもない。

1989 年は欧州統合にとっての大きな分岐点であり、東欧の激変、とりわけ統一ドイツの出現に如何に対応するかが EC にとって最重要課題であった。ドロール主導下の EC 委はドイツ統一を積極的に支持する事により、EMU の実現、欧州統合の深化を実現する方向を模索した。また統一ドイツの実現は、EC の政治同盟強化の枠組みによってのみ周辺諸国が認めるものであった（統一ドイツの EC への囲い込み）。同時にコール主導下のドイツも、欧州議会の権限強化を含めた EC の政治統合強化の中に統一ドイツの将来を見だしていた。またドイツの東欧での突出を抑えるためにも、東欧への EC としてのコミットメントの強化は必要であった。東欧の政治的（安全保障を含む）安定、経済的安定は、EC の安定、統合にとっても決定的に重要なものであり、東西欧州は相互に不可分な存在となった。1989 年に至り初めて「欧州統合の父」たちが考えた、真の意味での「欧州統合の可能性」が現実の課題として浮かび上がってきたのである。

この課題に対して、EU は最終的には東欧への欧州拡大の方向を明確にしている。これは単なるリップサービスのレベルを越えて現実化しつつある。欧州の政治的、経済的混乱を避けるための政治、経済機構としては EU しかないのが現実である。

勿論、数年の間に EU と東欧諸国が政治的、経済的に合体する可能性はほぼない。時代状況に違いはあるものの、EFTA 諸国が工業製品に限った自由貿易地帯を EC との間に形成した 1972 年から EEA の形成までほぼ 20 年の歳月を要しているのである。東欧の経済状態を見る限り、今後かなり長期にわたる加盟に向けた移行期間が必要であろう事は疑いない。また東欧諸国の EU 加盟の為には東欧諸国自らの血のにじむような努力が必要であることは勿論であるが、同時に EU サイドでも同様な努力が必要となろう。

例えば、東欧の連合協定国の産業に十分な市場を EU が提供出来るか

否かが東欧経済の活性化に不可欠な要因であるが、そのためには単に自由貿易圏の形成だけでは不十分である。東欧産業との分業関係をも含めたEU域内産業の再編成が最終的には必要となつてこよう。日米との産業競争力の差、とりわけハイテク分野での遅れが、経済的停滞、10%を越える高失業率の恒常化をもたらしている現状でどのような産業構造の再編が可能であるか、注目される所である。不透明な側面も多いが、EUレベルでの産業再編、適切な産業政策の選択が求められている事は確かである。

[注]

- (1) 本稿では、とりあえず、1993年11月1日のマーストリヒト条約批准=施行以前の3共同体を欧州共同体(EC)、それ以降を欧州連合(EU)と表記する。ただし相互に重複する場合もある。
- (2) ECの経済統合の過程を理解するためには、関税同盟の内容、変遷を理解することが重要である。同理解のためには、朝倉弘教、「EC総合関税法概説」1—15、「貿易と関税」1993.9—1994.11、Giffoni, Massimo, *Droit Douanier de la CE et Aspects Économiques*, 1995, Commission des Communautés Europeennes, を参照。
- (3) EC統合と欧州の経済発展との関連に関しては、Tsoukalis, Loukas (1993, 2nd ed.) *The New European Economy*, Oxford University Press 第二章 *The Ups and Downs of European Integration* を参照。
- (4) 欧州統合の第四期である1989年以降の状況は、欧州統合の不可逆性と普遍性を示すと同時に、統合自体が歴史の産物であり、多様な問題を抱えつつ解体の危機を絶えず内包している事も事実である。市場統合期に高揚した「ECブーム」の無原則的EC礼賛を反省しつつ、歴史的現象としてのEU統合に向かい合う事が重要である。佐々木隆雄／中村研一編著、「ヨーロッパ統合の脱神話化」ミネルバ書房、1994年、第一章「ヨーロッパ統合の脱神話化」参照。
- (5) 欧州統合の思想、理念に関しては、ジャン・モネ、「ECメモアール—ジャン・モネの思想」1976(黒木壽時編訳、共同通信社、1985)、ウィリアム・ウオーレス、「西ヨーロッパの変容」1990、(鴨武彦、中村英俊編訳、岩波書店、1993)を参照。
- (6) Committee for the Study of Economic and Monetary Union (1989), *Report on economic and monetary union in the European*

Community.

- (7) Grant, Charles, 1994, *Delors: Inside the house that Jacques built*, Nicholas Brealey Publishing, London, pp.131-132. (伴野文夫訳, 『ECを創った男』, 1994, 日本放送出版協会)
- (8) Council of European Communities, DOC/89/3: CONCLUSIONS OF THE PRESIDENCY ON THE STRASBOURG EUROPEAN COUNCIL OF 8 AND 9 DECEMBER 1989.
- (9) Grant, *op. cit.*, pp.134-139.
- (10) Council of European Communities, DOC/90/1: SPECIAL MEETING OF THE EUROPEAN COUNCIL-DUBLIN, 28 APRIL 1990: PRESIDENCY CONCLUSIONS.
- (11) Council of European Communities, DOC/90/2 Date: 90/06/26
PRESIDENCY CONCLUSIONS OF THE EUROPEAN COUNCIL (25 AND 26 JUNE 1990): IMPLEMENTATION OF THE SINGLE EUROPEAN ACT-ECONOMIC AND MONETARY
- (12) Commission of European Communities, SPEECH/89/65 Date: 89/09/26
SPEECH BY PRESIDENT DELORS AT THE PARLIAMENTARY ASSEMBLY OF THE COUNCIL OF EUROPE-STRASBOURG, 26 SEPTEMBER 1989
- (13) Council of European Communities, DOC/89/3, CONCLUSIONS OF THE PRESIDENCY ON THE STRASBOURG EUROPEAN COUNCIL OF 8 AND 9 DECEMBER 1989
- (14) Council of European Communities, DOC/90/2 Date: 90/06/26
PRESIDENCY CONCLUSIONS OF THE EUROPEAN COUNCIL (25 AND 26 JUNE 1990)
- (15) CEC (1994), *The European agreements and beyond: a strategy to prepare the countries of central and eastern Europe for accession*, Annexes 参照
- (16) Toukalis, *op. cit.*, pp.327-328.
- (17) Grant, *op. cit.*, p.128
- (18) EECとFFTA加盟各国の2国間協定として締結された。EC Official Journal (OJ) L.300/72 参照
- (19) 法制度上の若干の問題を除き、概ね問題なく締結された。ただし、スイスは国民投票によりEEA条約を否決したために、調印はしたも

のの、最終的には参加を断念した。

- (20) Tsoukalis, *op. cit.*, pp.311-313.
- (21) EC Official Journal (OJ) L.217/64.
- (22) OJ L.293/73, Additional Protocol and Financial Protocol.
- (23) 工業製品に関してはトルコと EU の間で無関税、自由移動の原則が確立しているが、トルコが輸入品目に課する住宅建設補助の財源目的の Mass Housing Fund など、関税類似税が多数存在し、貿易実務上障害となっている。

Enlargement of EU and 1989

—Enlargement of European Union and Restructure of Europe—

Masae HARASHIMA

The article examines the historical events of 1989 in Eastern part of European continent. What took place in 1989 created a further development of European Unity, in particular, of European Community.

The first chapter follows chronological developments of 1989. And their impacts on European politics and economy are also examined.

The second chapter analyses the EC-EE relations after 1989 to around 1992. The third and fourth chapters examine EU-EFTA and EU-Turkey relations respectively, within the wider European scope.

The article concludes that the enlargement of European Union would be only possible if EU is ready to adjust its internal economic structure within which EEs and other participating European countries could obtain their national wealth.